

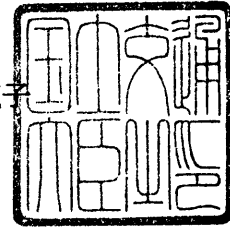


# 認 定 書

国住指第420号  
平成14年5月7日

チヨダウーテ株式会社  
代表取締役社長 平田晴久 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第1条第五号及び第108条の2（準不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
QM-9160
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
塩化ビニルフィルム張/せっこうボード
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

認定番号	<del>準不燃(個) 第2321号</del>	認定年月日：平成49年9月24日
品目名	<del>化粧石こうボード</del>	申請者名：チヨダウーテ(株) 三重県四日市市住吉町15-2 TEL(0593)63-8888 <del>(申請者名変更：平2.11.18住指発725)</del> 工場名：四日市工場 三重県三重郡川越町高松928 TEL(0593)63-5563 千葉工場 千葉県袖ケ浦市北袖12 TEL(0438)63-2511 貝塚工場 大阪府貝塚南港16-1 TEL(0724)31-5211 岡山工場 岡山県玉野市田井6-9-1 TEL(0863)32-3551 袖ケ浦工場 千葉県袖ケ浦市南袖44 TEL(0438)62-4111 砂川工場 北海道砂川市豊沼町1 TEL(0125)54-2110 下関工場 山口県下関市彦島追町7-1-1 TEL(0832)67-6464 (工場名変更：平11.5.31)
商品名	<del>チヨダアドラ化粧石こうボードG</del>  (商品名変更：平11.5.31)	

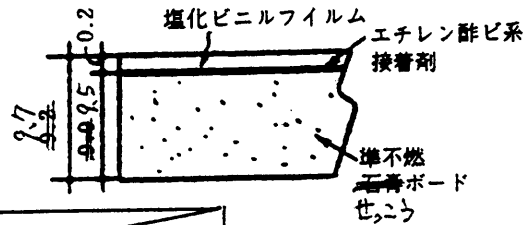
耐火五一九号

- 主たる用途 建築物の壁
- 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 III F-73-143
- 製品の形状、寸法等
  - 形状 平板
  - 表面の形状 平滑及びエンボス加工
  - 厚さ(mm) ~~9.2 ± 0.6~~ ~~9.5 ± 0.6~~ 9.7 ± 0.5
  - 大きさ(mm) ~~幅=900 ± 1.0~~ ~~長さ=1820 ± 2.0~~ 910×1820(標準寸法)  
~~幅=900 ± 1.0~~ ~~長さ=1820 ± 2.0~~ 455×910(最小寸法)  
~~幅=900 ± 1.0~~ ~~長さ=1820 ± 2.0~~ 1212×4000(最大寸法)
  - 比重 0.75 ~~± 0.05~~ ~~± 0.02~~ ± 0.5
  - 重量 ~~6.9 ± 0.5~~ ~~7.3 ± 0.5~~ 7.3 ± 0.5 kg/m<sup>2</sup>
  - 含水率 3.0%以下

4. 防火処理の概要 なし

5. 構成(組成)、断面図

- 表面化粧 0.15mm  
塩化ビニルフィルム 100g/m<sup>2</sup>
- 接着剤  
エチレン酢ビ系 30g/m<sup>2</sup>(固)
- 基材 9.5mm  
セッコウ石膏ボード 準不燃第2004号



6. 施工仕様

- 施工条件  
直接水分の当たるところ及び湿度の高い部位には使用しないこと。
- 下地条件

下地材は乾燥したものを用い、胴縁間隔は腰回り約300mm、他は約455mmを標準とする。

(3) 釘打工法

釘は亜鉛メッキ、ユニクロムメッキ釘とする。釘どめ間隔は周辺部で100mm、中央部で150mmとする。釘打ちの程度はボード表面と同じにする。(JASS 19-9)

(4) 接着工法

ビニル樹脂系エマルジョン型接着剤、クロロプレナム系溶剤型接着剤の場合共、使用量は100~150g/m<sup>2</sup>とする。(JASS 19-9)

(5) 釘打接着併用工法

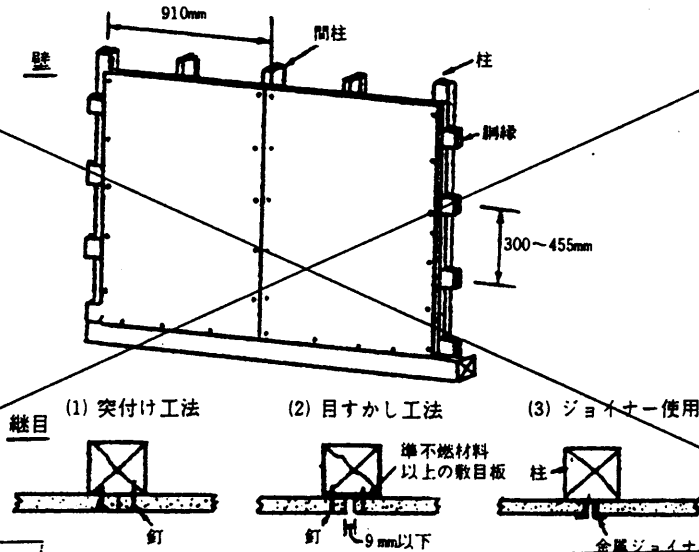
石膏ボードに接着剤を塗布後直ちに圧着し、四隅および300~455mm間隔に釘打ちする。

(JASS 19-9)

(6) 継目処理

突付工法を標準とする。ジョイナーを使用する場合は金属ジョイナーを使用する。目すかし工法の場合、敷目板は準不燃材料以上のものを使用し、目すかし間隔は9mm以下とする。

7. 標準施工図



耐火五三三三号

6. 使用上の留意事項

(1) 運搬

角折れ、端かけ、破損、水ぬれなどのない様に注意すること。

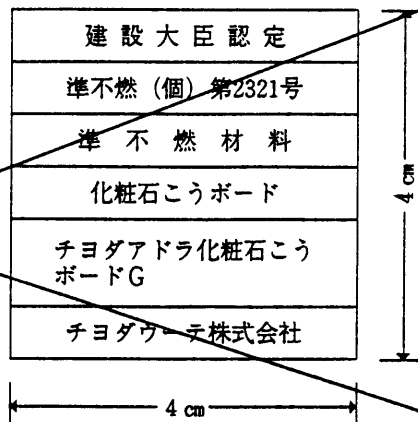
(2) 保管

湿気の少ない屋内とし、工事現場等の屋外に短期間保管する場合には、台木を使用し、シート等により覆うものとする。

7. 付帯条件 なし

10. 表示及び報告

- (1) 製品の裏面に右の認定マークを貼る。
- (2) 製品の包装材に右の認定マークを印刷する。
- (3) 現場施工後、一壁面に2カ所以上右の認定マークを貼る。
- (4) 毎年度、本製品の生産実績・販売実績(又は使用実績)、品質管理の状況等を当該年度終了後、1カ月以内(4月1日~4月30日)に建設大臣に報告する。



### 3. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。